

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育総務部学務課

番号 1

許認可等の内容		小学校又は中学校への就学義務の猶予又は免除の決定
根拠法令及び条項		学校教育法 第18条第1項
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	別紙1のとおり
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成19年12月26日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 10日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成19年12月26日最終変更）